平成２５年（フ）第１１号
山形県鶴岡市本郷字中田70番地１
破産者　小野寺繁一
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第４３号
新潟県長岡市吉崎888番地
破産者　菊池　伸厚
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
鳥取県鳥取市元町271番地
破産者　片山　澄恵
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１００号
新潟県五泉市木越乙2928番地８
破産者　杉浦　武彦
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７２号
青森県弘前市大字城東北２丁目８番地11　コーポ後藤７号、開始決定時の住所青森県弘前市大字城西２丁目３番地６
破産者　熊谷　一敏
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第６１号
宮城県宮城郡利府町森郷字蓮沼35番地２
破産者　大谷　浩貴
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８７３号
埼玉県幸手市栄４番16―201号
破産者　岩田　和子
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
長野市大字南長野妻科37番地の20
破産者　早川みち子
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
愛知県豊橋市小島町字南島30番地
破産者　冨田　隆芳
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６７０７号
大阪市中央区玉造１丁目１番25―2802号
破産者　田計　美加
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８１２号
大阪市西成区岸里１丁目３－１―505、開始決定時の住所大阪府泉大津市二田町２－６－１
破産者　杉本　悦治
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３１３号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番31―1004号、開始決定時の住所大阪市城東区古市３丁目１番２―1106号
破産者　岡嶋　浩祐
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４２号
大阪府松原市上田３丁目６番20―511号
破産者　金龍一こと　金沢　龍一
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
岡山県津山市野村595番地
破産者　竹内　盛康
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１５９号
北海道余市郡仁木町北町１丁目45番地３、前住所北海道余市郡仁木町東町15丁目７番地
破産者　岡田　吉史
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１６２号
北海道小樽市新光１丁目23番234号
破産者　渡邉スヾヱ
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２９４号
埼玉県朝霞市仲町２丁目２番19号　リンクス花月503
破産者　若松　優子
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係